

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会

令和8年3月5日

1 陳情審査

(1) 継続審査

- 送付6-6 工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書
- 送付6-7 不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合っで決めるまちづくりの実現を求める陳情
- 送付6-12 泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情

2 リーガルチェックの結果について

(1) 報告書「刑事確定訴訟記録閲覧結果の取扱いについて」

3 申し送り事項「論点チェックリスト」

4 その他

5 閉会中の特定事件継続調査事項について

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付6-6

工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書

受付年月日 令和6年1月29日

陳情者 提出者 1名

2024年1月29日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 殿



工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書

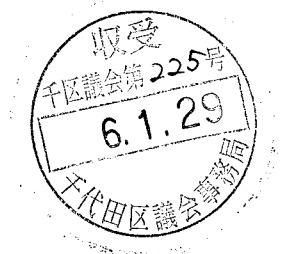
① 今般、元区議会議員及び元区職員が逮捕されるという不祥事が起きた。これに対し、議長及び区長が早々にコメントを出したが、それぞれの立場で、調査を行った上でのことなのか。千代田区の工事契約に係る不祥事に対し、調査を行い、区長および議長は、その経過及び結果を正確に区民ならびに職員に示すつもりがあるのか。

② 今、議会は、日程をこなすことを第一優先に考えているようだが、現在の時点で、議会がなすべきことなのか。今回の不祥事をそれぞれの議員はどのように受け止めているのか、また区議会として区民に対し発信するつもりがあるのか。

去る1月25日に環境まちづくり委員会を傍聴し、前代未聞の不祥事が起こったにもかかわらず、議会も行政も何事もなかったかのように進めることに違和感を覚えた。当事件は、区政全般に関わる不祥事としてとらえ、真相解明にあたるべきではないか。

③ 区議会として、区民生活に関わる審議は必要であるが、二度と不祥事を起こさないよう、どのように区政及び議会を刷新するつもりか。まずは区議会として、本来あるべき区政及び議会の姿勢を、区民及び職員に示すことが不可欠ではないか。

以上、陳情について、区議会として真摯な審議および判断を求める。



契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付6-7

不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ
多様な人が話し合っで決めるまちづくりの実現を求める陳情

受付年月日 令和6年1月29日

陳情者 提出者 1名

2024年1月29日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 殿

不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、
区民をはじめ多様な人が話し合っ決めてまちづくりの実現を求める陳情

「区立お茶の水小学校・幼稚園の改築工事」に関する、国や地方自治体などによる事業発注の際に行われる競争入札において、発注機関側の公務員が入札談合に関与して、不公平な形で落札業者が決まる官製談合防止法違反の疑いで、区議会議員(逮捕同日の1月24日付で辞職したので現時点では元議員)と入札を担当する部署の元部長が警視庁に逮捕された事をニュースと新聞記事で知りました。

区長、区議会議長共に、この件に関してコメントを述べられていますが、特に、状況把握と再発防止策の結果を広く、警視庁の捜査の終了を待つまでもなく、出来得る事は今からでも準備、開始して、区民に公開の場で説明して下さい。

逮捕された区議会議員は、逮捕前の1月12日まで区議会の環境まちづくり委員会の委員長であり、秋葉原電気街の再開発(2023年10月13日に区が都市計画決定)にも携わっていたということです。

千代田区内では、日テレ「旧本社跡地開発」、神田警察通り道路整備など再開発等のまちづくりに関して、区と住民の間で決定までの話し合いの仕方や説明の場の少なさなどに疑義を持つ人達の声を耳にすることが多いです。本来、官民で目指すべきまちづくりに有って、今回の官製談合防止法違反はそれ以前の由々しき問題でもあります。

これを機会に、まちづくりに関する行政の手続きは、法的規準にのっとることだけにとどまらず、是非とも区民、区職員もとり込む形で、区内で働く人も含めた官民のあり方や様々な形の話合いの場のあり方等を考えて頂きたいと思います。そして、新しく、ユニークな発想を持って、誇れる千代田区のまちづくりのための規範づくりに、区民に見える形で取り組み、私たちに示して頂きたいです。

以上



契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付6-12

泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情

受付年月日 令和6年1月30日

陳情者 提出者 1名

令和6年1月30日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様



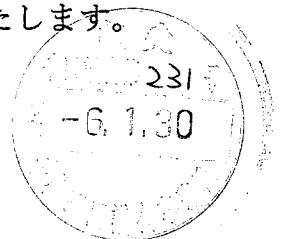
泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情

先般、官製談合の疑いで千代田区議会議員と元職員が逮捕されました。

これは大きな衝撃であり、一方ではやっとこの時がきたと心弾ませる事態でもありました。

ただ我々区民はこれだけで終わったとは思いたくありません。千代田区内各所に起きている諸問題から考えますと、それぞれに不正の臭いがしてなりません。今、この時こそ、私たちの目の届かない所で行われてきた何かを見つけ出す絶好の機会です。

つきましては、委員会並びに議会において、不正という名で泥沼にはまっている何かを見つけるべく、更なる調査をお願いいたしたく、ここに陳情いたします。



刑事確定訴訟記録閲覧結果の取扱いについて

弁 護 士 森岡誠

弁 護 士 黒田修平

第1 総論

刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）（以下「法」という。）6条は、「保管記録又は再審保存記録を閲覧した者は、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、公の秩序若しくは善良の風俗を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。」と定めるところ、貴委員会で作成した刑事確定訴訟記録（以下「刑事記録」という。）の閲覧記録（以下「閲覧メモ」という。）の取扱いについて、千代田区議会から、別紙記載の各事項の法的リスクの検証等の依頼があったため、当職らの法的見解を報告する。

なお、閲覧メモの取扱いのほか、別紙小枝委員(5)のとおり、「調査の客観性を確保するために関係者を調査チームから外す必要がある」との見解を前提に、関係者である副区長が参加した「千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会」における調査の客観性について照会があった。

この点について、「調査の客観性を確保するために関係者を調査チームから外す必要がある」との見解については、異論をはさむ余地はないが、調査が客観的であるか否かは、「関係者」とされている者の当該事案への関与の程度や、調査・報告書作成の過程における当該関係者の関与の程度、事実認定の合理性などの観点から総合的に判断されるものであって、関係者が調査チームの構成員であったことのみで調査の客観性が否定されるものではないこともまた異論はないことであると思われる。

第2 確認事項に対する当職らの見解

1 閲覧メモが法6条の対象になるか（別紙小枝委員(1)、岩田委員(2)）

法6条は、「閲覧により知り得た事項」について義務を課すものであるから、閲覧した刑事記録を基に作成した閲覧メモは、当然法6条の対象になる。

2 公開の可否

(1)総論（別紙委員会確認(1)）

法6条の「みだりに用いて」とは、「正当な理由がないのに」の意味とされている（福島至編「コンメンタール刑事確定訴訟記録法」（現代人文社、1999年）144頁）。したがって、正当な理由なく閲覧メモを用いれば、法6条に違反するおそれがある。

そして、本件については、保管記録閲覧請求者である委員長は、刑事記録の閲覧にあたり、検察庁から「千代田区議会で検討する等、議会・委員会における活動以外の目的には使用しない。」「閲覧により知り得た事項を、新聞・雑誌・インターネットその他の媒体によって公開しない。」との不動文字が記載された誓約書への署名を求められ、これに応じた結果、閲覧が認められている。

そうすると、上記誓約内容（以下「本件誓約」という。）に違反して閲覧メモを用いることもできないと考える。

(2)委員会資料として公開することについて（別紙委員会確認(2)）

判例（最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁）が「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」と述べるとおり、刑事事件に係る情報はプライバシーとして慎重に扱われる必要がある。特に、刑事記録については犯罪事実そのものに限られず、被告人や関係者の身上経歴等の詳細な事実が記載されていることもあり、その取扱いについては慎重を期する必要がある。

そして、本件誓約を踏まえれば、本件で閲覧メモの利用が認められるのは、議会内部での検討に限られるものであり、公開により不特定多数の者に知り得る状態にすることには、正当な理由は認められず、「みだりに用いて…犯人の改善及び更正を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為」に当たり、本件誓約にも違反するものと考えられる。

なお、公益性が正当な理由として認められるかについては、後記(4)のとおり。

(3)議会等の公の場で発言することについて（別紙委員会確認(1)、小枝委員(2)、岩田委員(3)）

例えば、議会等の公の場で、閲覧メモをそのまま読み上げるようなことは、実質的に刑事記録を公開することになるから、上記(2)のとおり、正当な理由は認められず、法6条に違反すると考えられる。

他方、再発防止策を策定するために必要な範囲で、閲覧メモ記載の事実に言及することは、本件誓約において、「千代田区議会で検討する等、議会・委員会における活動」として使用することが前提となっていることも踏まえれば、「みだりに用いて」とはいえないと考えられる。

もっとも、どこまでが正当な理由があると認められる範囲の発言となるのかに

ついて、その場で判断することは容易ではない。

そこで、秘密会として委員会等を開いた上で（千代田区区議会委員会条例 16 条、地方自治法 115 条第 1 項ただし書）、「千代田区議会で検討する等、議会・委員会における活動」を超える発言については、議事録を非公開ないし議事録に掲載しない（千代田区区議会会議規則 123 条、千代田区区議会委員会条例 27 条）扱いとすることが考えられる。

なお、法 6 条違反とは別に、閲覧メモに記載されている事実を歪曲して発言することや個人のプライバシーに関する部分を必要性もないのに開示することは、公開の有無にかかわらず、名誉毀損やプライバシー侵害に当たる可能性がある。

(4) 公益性が閲覧メモの公開を正当化する事由になり得るか（別紙小枝委員(3)、岩田委員(4)）

本項の質問の趣旨は、上記(1)のとおり、法 6 条の「みだりに用いて」とは、「正当な理由がないのに」の意味とされていることから、公益性が「正当な理由」を基礎づけ、「みだりに用いて」の要件該当性を否定する事情になるかというものと考えられる。そして、「公益性」の具体的な内容としては、住民への説明責任を挙げられている。

これは、煎じ詰めれば公益性と個人の権利利益（本件ではプライバシー）の保護との調和をどのように図るかという問題であるが、例えば、行政機関の公表行為の適法性について判断を示した裁判例（大阪地判平成 24 年 10 月 12 日判時 2171 号 92 頁等）が、公表目的の正当性や公表の必要性・緊急性、公表内容の性質、公表方法・態様の相当性等を考慮して、違法性の有無を判断していることが参考になる。

上記の判断手法を参照して本件をみると、閲覧の対象となった刑事事件は、官製談合防止法違反等事件であり、当時現役であった職員や議員の関与の下、違法な行為がなされていたという点で、区民の重大な関心事であるから、住民の知る権利に奉仕する意味において、閲覧メモを公開する必要があるという考え方も十分理解できるところである。

もっとも、上記(2)のとおり、刑事記録に係る情報は関係者のプライバシーを保護するために特に慎重に取り扱われるべきものであり、そのことを考慮して、刑事確定訴訟記録法及びその実務運用により使用方法が極めて限定されている。したがって、「公開」というプライバシー侵害の程度の極めて高い使用方法が正当化されるためには、高度の必要性・緊急性が求められるものと考えられる。

本件における閲覧の目的は、千代田区議会における検討等であることからすれば、委員会等での刑事確定記録に基づく検討結果とその結果を前提とした再発防止策を公開すれば十分であり、閲覧メモそのものを公開する必要性が高いとは言

い難い。

また、刑事確定記録については、刑事確定訴訟記録法により、請求があった場合に、閲覧させるか否かの判断を検察官に委ねており、使用方法について一定の誓約を課しているところ、一旦閲覧メモが公開されてしまえば、その後のプライバシー情報の流通についてはコントロールが不可能であり、同法によるプライバシーの保護が有名無実化してしまうという問題点もある。

したがって、閲覧メモの公開は、住民への説明責任等の公益的要素を踏まえても認められないものとする。

3 共有範囲及び方法について（別紙委員会確認(1)、(2)、岩田委員(1)）

(1)共有範囲について

上記2(1)で述べたとおり、「千代田区議会で検討する等、議会・委員会における活動以外の目的には使用しない。」との誓約をした上で、閲覧を認められているから、委員会に限らず、千代田区議会で共有することは、法6条にも本件誓約にも反しないと考えられる。

(2)共有方法について

上記(1)のとおり、千代田区議会で共有することが法6条に違反しない以上、閲覧メモを閲覧させ、又は交付することも法6条に違反しないと考える。

もっとも、上記2(2)で述べたとおり、前科等を含む刑事事件に係る情報は、「人の名誉、信用に直接にかかわる事項」であり、流出すれば、裁判を受けた者だけでなく、閲覧メモに記載されている関係者も不利益を被る可能性がある。

したがって、千代田区議会としては閲覧メモの内容が流出しないための方策を実施する義務がある。

具体的には、閲覧メモの閲覧を行い、又は交付を受ける議員からは、本件誓約の内容を担保できる誓約、すなわち、「閲覧により知り得た事項に基づき千代田区議会で検討する等、議会・委員会における活動以外の目的には使用しない」こと、「閲覧により知り得た事項を公開せず、議員以外の第三者に伝えない」、「閲覧メモのコピーやスキャンをしない」ことなどを誓約する書面を取得すべきである。

また、閲覧メモについては流出のリスクを管理するために、千代田区議会庁舎内外への持ち出しを禁止することが考えられる。議会での検討のために庁舎外に持ち出す必要がある場合は、関係者の氏名をマスクングし、メモに固有の番号を付するなどの工夫が考えられる。

4 法的責任等について

(1)閲覧メモを用いた者の義務（別紙のぞわ委員）

閲覧メモを用いた者は、法6条に定められている義務を負う。

また、千代田区議会議長から委任を受けた千代田区議会議員が作成した誓約書をもって、閲覧メモを用いた議員個人が、同誓約書記載の誓約事項を遵守すべき義務を負うものではないが、上記3(2)のとおり、当該議員も同内容の誓約書を作成・提出した場合は、誓約事項を遵守すべき義務を負う。

(2)想定される法的責任（訴訟リスク）（別紙小枝委員(4)、岩田委員(5)）

議会の活動として行ったものであっても、法6条に違反する使用がされた場合あるいは議場内での名誉・プライバシー侵害がされた場合には、違法な行為となり、閲覧メモの公開等により権利侵害を受けた者（＝刑事処分を受けた元議員及び元職員のほか、閲覧メモに登場する関係者）から、名誉やプライバシー権侵害を理由とする損害賠償請求訴訟を提起されるリスクがある。

閲覧メモの違法な使用や議場内での名誉・プライバシー侵害が、議会の活動として行われたのであれば、公務員である議員が公権力の行使により違法に損害を加えたものとして、千代田区が国家賠償法1条に基づく損害賠償責任を負うことになる。この場合、当該議員に悪意又は重過失があった場合は、当該議員は区の求償権行使に応じる義務がある。

閲覧メモの違法な使用や名誉・プライバシー侵害が、議会の活動とは無関係に行われた場合には、議員個人が不法行為に基づく損害賠償責任を負うことになる。

以上

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会における 刑事確定訴訟記録閲覧結果のリーガルチェック項目一覧

※黄色部分は重複事項

委員会確認	<p>10月3日(金)に開催された再発防止特別委員会で弁護士に確認する事項として事務局から説明した項目</p> <p>(1) 閲覧メモを委員会で取り扱う場合、注意する事項は何か。どのような場合、刑事確定訴訟記録法第6条、「みだりに用いて」という部分に抵触するか。</p> <p>(2) 閲覧メモを委員会資料とする場合、公開情報としてよいか、マスキングは必要か、委員限りとした方がよいか。</p>
のざわ委員	<p>刑事確定記録の閲覧によって作成したメモを当該委員会で議論することには、どのような法律的・道義的責任が発生するか。</p>
小枝委員	<p>(1) 閲覧して作成した「記録」は「みだりに用いてはならない」の対象となるか。</p> <p>(2) 仮に委員に非公開で閲覧する形で「共有」した場合、その内容を委員が議会等の公の場で発言する場合には、当該発言は「みだりに用いてはならない」に該当するか。</p> <p>(3) 今回のケースは公益性が個人情報より上回ると考えるがどうか。議会として、区民への説明責任もあると考えるがどうか。</p> <p>(4) 議会の正当な活動として確定記録を活用する際に、想定される訴訟リスクがあるか。留意すべき点があるか。</p> <p>(5) 八田進二監修、日本公認不正検査士協会編「企業不正対応の実務 Q&A」によれば、「調査の客観性を確保するために・・・関係者は調査チームから外す必要がある。」と書かれている。千代田区では再発防止報告書をまとめた検討委員会の委員長である副区長は、談合のための懇談の席に同席していたこと、実務を担う政策経営部長が、事件の関係者としてのちに懲戒処分を受けている。千代田区における検討委員会の調査の客観性について問題があるという指摘は見当違いだろうか、客観的な見解を伺いたい。</p>
岩田委員	<p>(1) 委員に共有するとは、閲覧記録の写しを交付することか</p> <p>(2) そもそも閲覧して作成した『記録』は『みだりに用いてはならない』の対象となるのか</p> <p>(3) 仮に委員に非公開で閲覧する形で『共有』した場合、その内容を委員が議会等の公の場で発言する場合には、当該発言は『みだりに用いてはならない』に該当するのか</p> <p>(4) 今回のケースは公益性が個人情報より重要性が上回ると考えるが、どのように考えているか</p> <p>(5) 議会の正当な活動として刑事確定記録を活用する際に、想定される訴訟リスクがあるか、留意すべき点は何か</p> <p>(6) 『みだりに』についてのリーガルチェックを頂く際、署名入りの文書を頂くこと</p>

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト

大項目	中項目	小項目	前回(11/27)の委員会までの確認事項	取扱	前回(3/14)までの委員会確認事項
1. 区議会にて実施すること		①コンプライアンス研修の受講 ※議会活動条件整備等検討会で 8/26 実施あり	今後、どのタイミングで実施していくか。(例えば 4 年に 1 回など)	済	<ul style="list-style-type: none"> 当委員会で研修会を開催することとし、資料提供も含め速やかに準備を進める。 ①②④との同時開催も含め検討する。 令和 7 年 1 月 22 日コンプライアンス・政治倫理研修会開催 <p>【申し送り事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス研修については、適切な会議体において、全議員を対象として年1回程度開催する必要がある。
		②政治倫理条例の策定	検討(特別職も対象とするか含め)するのであれば、適切な委員会に送ることよいか。	済	<ul style="list-style-type: none"> 当委員会において、政治倫理条例の勉強会を開催する。 令和 7 年 1 月 22 日コンプライアンス・政治倫理研修会開催 <p>【申し送り事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治倫理条例の策定については、様々意見があることから、適切な会議体において引き続き検討する必要がある。
		③議員への意識調査の実施	実施するか否か、実施する場合の内容はどうするか。 【案】コンプライアンス上の認識を問うもの、職員アンケートと同様のものなど	済	コンプライアンス研修を優先に行うものとし、実施見送り。
		④議会全体の問題 ✓議会のあり方を見直す必要がある。	住民の声を議会として聞く場を設けること、議会基本条例の策定を検討するかどうか。	済	<p>今後の当委員会において、議会基本条例の勉強会を開催することを検討する。</p> <p>【申し送り事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会基本条例については、適切な会議体において勉強会の開催を検討する必要がある。

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト

大項目	中項目	小項目	前回(11/27)の委員会までの確認事項	取扱	前回(3/14)までの委員会確認事項
2. 区の作成した報告書・対策案に対する確認・指摘事項	(1)コンプライアンス・倫理について	①公益通報制度の不備 ✓利用されていない、通報者を守れていない可能性がある。	区側で職員等公益通報制度の見直しをする⇒進捗を確認していくということによいか。	済	公益通報制度の進捗については、しかるべき委員会に適宜報告するものとする。 【申し送り事項】 ・公益通報制度の見直しについては、しかるべき委員会で適宜報告を受けながら、進捗を確認する必要がある。
		②対策について ✓多面的評価(フィードバック)実施にあたり、評価と紐づけては。特別職も対象にすべきでは。	(答弁)評価制度とは紐づけないが、特別職も対象とする。	済	しかるべき委員会に適宜報告するものとする。
		✓依命通達の議員対応報告書の対象は。業務の妨げにならないか。	(答弁)特別職以外のすべての職員が対象。議員との対応を個人任せではなく組織で対応していくことが目的であり、業務に支障はないと考えている。	済	
	(2) 契約制度について	③入札制度における不備 ✓入札最低価格を知ることができる仕組みに不備があるのではないか。 ✓千代田区施行能力・地域貢献審査型総合評価方式に不備があるのではないか。 ✓契約情報の公開方法が不十分なのではないか。 ✓入札監視委員会が機能していないのではないか。	区側で入札制度の見直しをする。⇒進捗を確認していくということによいか。	済	・しかるべき委員会に適宜報告するものとする。 ・入札制度の見直しにあたり、執行機関から議員にも共有できるマニュアル等を情報提供する。 【申し送り事項】 ・入札制度の見直しについては、しかるべき委員会で適宜報告を受けながら、進捗を確認する必要がある。
	(3)対応等の確認、報告書の正当性について	④対応などの状況確認 ✓区はどのような検討体制を取り、報告書を取りまとめたのか。	(答弁)まず、1月29日に区の検討委員会を立ち上げた。その後、官製談合の問題であるため、コンプライアンスに強い弁護士、公正取引委員会のOBに依頼をして有識者会議を2月7日に設置。検討委員会の検討に対し、有識者からご意見を頂いた。	済	
		✓判決が終わった現在、弁護士ではなく、区にもヒアリング結果等を出せないという守秘義務があるのか？	(答弁)弁護士は、弁護士法に記載された義務として守秘義務がある。またヒアリングにあたっては区にも話さないということを前提に関係者が話してくれているので、区につぶさな記録はない。	済	
		✓アンケートの対象者はどのように決めたのか。記名式とした理由は。	(答弁)対象は、議員や事業者との接触が多い管理監督職、係長級以上の職員を対象とした。記名式にしたのは、職員にうわさや伝聞ではなく責任をもって回答してほしいということと、その後のヒアリングにつなげるため。弁護士からの助言もあった。	済	

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト

大項目	中項目	小項目	前回(11/27)の委員会までの確認事項	取扱	前回(3/14)までの委員会確認事項
2. 区の作成した報告書・対策案に対する確認・指摘事項	(3)対応等の確認、報告書の正当性について	⑤正当性(公正・中立)があるかどうか ✓なぜ第三者委員会を設置しなかったか。有識者会議と第三者委員会の違いを認識しているか。	(答弁)日弁連の指針に基づいている。第三者委員会は違法事案が発生した場合にその調査を行う必要がある場合に、弁護士などの専門家を交えて第三者のみで調査するもの。有識者会議は、第三者と当事者、本件では区の職員を交え、調査を終えた後に再発防止等を議論するもの。今回は、警察の捜査が済んでおり、再発防止対策に取り組むことが大事と考え、有識者会議とした。	済	<ul style="list-style-type: none"> 委員会として確定記録請求手続きを行う。 確定記録確認以上の調査は行わない。 閲覧結果が確認できるまでは、委員会としての取りまとめは行わない。 <p>【申し送り事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当委員会において、刑事確定記録の閲覧を行い、事実確認する必要がある。
		【11/27 追記】 ✓日弁連の指針に基づいているとの答弁だが、有識者会議の第三者の弁護士は、以前から関わっていた。警察の捜査が終わっているので問題ないと言っているが、2月7日に有識者会議を設置している。会議室で捜査が終わったのが3月29日。捜査が終わる前に委嘱している。	(答弁)警察の捜査終了ということではなく、警察が十分な捜査を行った後という趣旨。1月24日に元議員と元職員が逮捕された時点で、警察は十分な捜査を行った上で逮捕に至ったと考えており、時系列的な矛盾はない。弁護士の第三者性は、日弁連の指針を参考に実施している。第三者の検証の仕方は様々なやり方があるということで記載されている。有識者会議の弁護士は、今回の事件に全く関わっていないので、利害関係者ではない。	済	<p>区と委員の見解相違で折り合うことは難しいため、それぞれの質疑をもって終了とする。</p> <p>【12/25 追記】 見解の相違ではなく、見解が乖離している等、意見が分かれたため、次回の委員会で執行機関に質疑を行うこととなった。</p> <p>【1/22追記】 令和7年1月22日の質疑をもって終了とする。</p>
		【11/27 追記】 ✓今回委嘱した弁護士は、地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針の利害関係者に当たる。	(答弁)当事者から相談、意見照会等を受けたものが利害関係者に該当するとのことについては、指針で言う相談は、一般的な相談ではなく、さらに踏み込んだ内容、今回の事件を踏まえた上で様々な事実を開示して相談し、弁護士がいろいろ知った上で、相談に至ったときに関係者として問題があるという規定と理解している。一度でも相談をするとその弁護士に委託できないということになれば、誰か分からない人に委嘱しなければならず、適切な事務執行はできないと考える。	済	<p>区と委員の見解相違で折り合うことは難しいため、それぞれの質疑をもって終了とする。</p> <p>【12/25 追記】 見解の相違ではなく、見解が乖離している等、意見が分かれたため、次回の委員会で執行機関に質疑を行うこととなった。</p> <p>【1/22追記】 令和7年1月22日の質疑をもって終了とする。</p>

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト

大項目	中項目	小項目	前回(11/27)の委員会までの確認事項	取扱	前回(3/14)までの委員会確認事項
2. 区の作成した報告書・対策案に対する確認・指摘事項	(3)対応等の確認、報告書の正当性について	✓区の委員会メンバーに当事者がいるが、選出が適切であったか。	(答弁)区の検討委員会メンバーは役職で選任していた。3月末に警察の捜査が終了したため、4月以降に弁護士ヒアリングを実施した。当該職員については、4月4日に書類送検をして初めて知った。	済	区と委員の見解相違で折り合うことは難しいため、それぞれの質疑をもって終了とする。 【12/25追記】 見解の相違ではなく、見解が乖離している等、意見が分かれたため、次回の委員会で執行機関に質疑を行うこととなった。 【1/22追記】 令和7年1月22日の質疑をもって終了とする。
		✓事前に相談していた弁護士を有識者として、更にアンケート設計やヒアリングを委託することに問題はないか。	(答弁)11月8日に初めて相談。区と委託契約を締結しているため雇用関係はない。また、区の職員を弁護するために選任されたものではないので、報告書等の正当性に問題はない。ヒアリング調査等の委託契約は令和5年度分で600万円、追加のヒアリングや報告書の作成業務として令和6年度分で100万円支払った。		
		✓弁護士はどのように選んだのか。	(答弁)談合などの経済事件の見識や検事経験などの経歴を考慮して適切であると考え、区長名で委嘱した。	済	
		✓職員アンケートをそのまま出さずに加工していることに対して、恣意的にならないか。	(答弁)秘密保持のため、他の自治体を参考に検討委員会として取りまとめた。検討委員会、有識者会議以外の目的では使用しないと利用目的を限定し、集計・分析を行う職員も限定している。	済	
		✓落札率99%以上の契約において違法な入札がなかったか。	(答弁)他の案件については、入札監査委員会の先生にも台帳を見て頂いており、ご議決も頂いているので問題ないと考えている。	済	
		✓該当の元部長は当時上司であった前副区長の命令によると主張しているが、その証言をどのようにとらえているか。	(答弁)裁判所の被告人の証言は偽証に問われないため、あくまで本人の主張と考える。また、捜査等で認定されたのは判決文のうちの罪となるべき事実の部分であり、量刑の理由にかかっているものは、「本人がそのように述べたが斟酌する余地はない」と結論づけているので、事実ではないという認識。裁判官が事実として確認したものは、罪となるべき事実に記載されるものだというのが、今回相談した弁護士の見解。	済	

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト

大項目	中項目	小項目	前回(11/27)の委員会までの確認事項	取扱	前回(3/14)までの委員会確認事項
2. 区の作成した報告書・対策案に対する確認・指摘事項	(3)対応等の確認、報告書の正当性について	✓「前副区長の関与」について、公判内容と報告書で異なる。確定記録の確認が必要。	事務局にて確定記録の閲覧が可能か確認中	未	【12/25 追記】 令和6年 12 月 18 日、小野委員長、はやお委員、事務局職員により、東京地方検察庁宛に「保管記録閲覧請求書」を提出し、同庁の回答待ち。 【申し送り事項】 ・当委員会において、刑事確定記録の閲覧を行い、事実確認する必要がある。
		【11/27 追記】 ✓当委員会の委員が個人的に確認したところ、刑事裁判で量刑判断に用いる判決書記載の事実も裁判所は認定したものと3人の弁護士が言っている。事実認定している。	(答弁)裁判所は今回の判決の中で、罪となるべき事実でどういった犯罪があったのかということを認定している。その中では、元副区長等はこちらには一切出てこないことから、裁判所は、元副区長についての犯罪事実の認定はしていないと認識しており、判決の読み方については弁護士に確認している。元副区長は書類送致すらされていないことから、新たに犯罪があったというような判断はしていない。	未	
		✓前副区長や該当職員、事業者を対象にヒアリングを行ったのか	(答弁)ヒアリングには元副区長も含まれているが、事業者は対象にしていない。	済	